

法人賛助会員規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「当法人」という）における法人賛助会員（以下「法人会員」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（法人会員）

第2条 当法人の法人会員は、当法人の目的に賛同して入会し、公益目的事業を賛助する法人又は団体とし、社員総会における議決権は有しない。

（入会）

第3条 法人会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込み及び年会費納入の上、当法人理事会の承認を得るものとする。

（入会金及び年会費）

第4条 法人会員は、別表に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 対応する期間は、初年度は所定の理事会承認を得た日より直近の6月30日までとし、以降は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

ただし、3月以降に所定の年会費を納めた場合は、初年度は対応する期間を下記より選択することができる。

（1）直近の6月30日までの期間

（2）直近の7月1日から翌年6月30日までの期間

3 既納の入会金及び年会費は返還しないものとする。ただし、理事会の承認が得られなかった場合を除く。

（任意退会）

第5条 法人会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第6条 法人会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該法人会員を除名することができる。

- （1）当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
- （2）当法人の定款その他の規則に違反したとき
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき

(法人会員資格の喪失)

第7条 前2条の場合のほか、法人会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当法人の全社員が同意したとき
- (2) 当該法人会員が解散したとき
- (3) 年会費の納付を怠ったとき

(法人会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 法人会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する法人会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、法人会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費その他の拠出金は、これを返還しない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 当法人は、法人会員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、法人会員を退会させることができる。法人会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 当法人は、法人会員が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、法人会員を退会させることができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当法人の信用を棄損し、または当法人

の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

(特典)

第10条 法人会員は、次のような特典を受けることができる。

- (1) 法人会員証の発行
- (2) 当法人オフィシャルホームページへの法人会員名掲出
- (3) 当法人活動報告書への法人会員名掲出
- (4) イベントへの招待
- (5) メールマガジンの送信
- (6) 機関紙の配布

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、当法人理事会の決議により行うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は当法人理事会が別に定める。

別表

会員の種類		入会金	年会費
法人賛助会員	当法人の趣旨に賛同する法人 又は団体	なし	一口20万

[改正]

2023年7月19日